

スプリアス確認保証手続きガイド

スプリアス確認保証は、既に免許を受けて使用中の古い無線機を 2022 年 12 月以降も継続して使用可能にするための保証です。

新規開局、無線機の増設・取替はスプリアス確認保証ではなく、基本保証（開設保証・変更保証）が必要です。

※基本保証を受けることで新スプリアスとして免許になりますので、スプリアス確認保証を受ける必要はありません。

※スプリアス確認保証は無線局毎に手続きが必要です。

スプリアス確認保証について

●制度改正

2005 年（平成 17 年）12 月に電波法に定めるスプリアス規格が改正され、既に免許を受けている旧スプリアス規格機（2007 年（平成 19 年）11 月以前に製造の無線機）は、そのままでは 2022 年 12 月以降使用できなくなります。

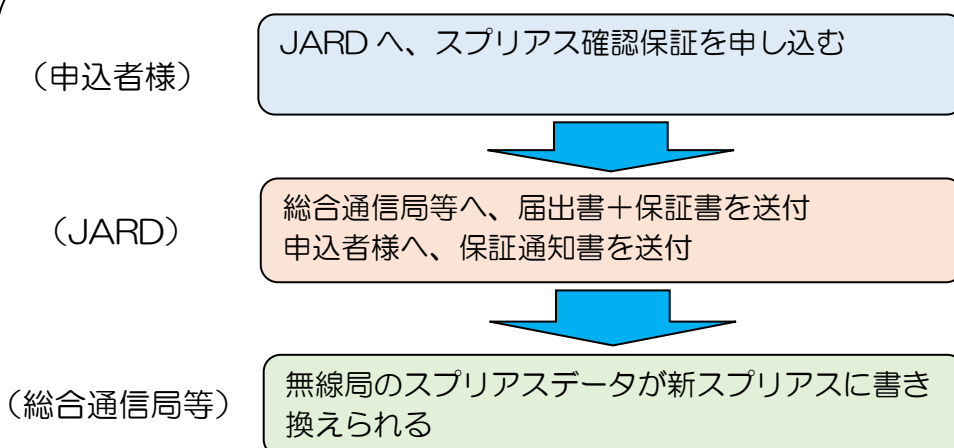
●新スプリアス規格への対応

2022 年 11 月 30 日までに新スプリアス規格に合致することを確認し、総合通信局等へ届け出る必要があります。

●スプリアス確認保証

簡便な方法として、JARD の「スプリアス確認保証」を受けることで、2022 年 12 月以降も継続して使用することができます。

【スプリアス確認保証の流れ】



※総合通信局等から申込者様への受理通知はありません。

あとは再免許手続きを行うだけで 2022 年 12 月以降も継続してお使いいただけます（再免許手続きの際に保証通知書を添付する必要はありません）。

スプリアス確認保証が可能な無線機

アマチュア局の免許を受けている空中線電力200W以下の無線設備で次のもの
(空中線電力が200Wを超えて免許を受けている無線設備は保証できません)

- 1 「スプリアス確認保証可能機器リスト」に記載の無線設備
https://www.jard.or.jp/warranty/spudata/spu_list.pdf
- 2 自作機等であって、自ら測定し新基準を満たしているスペアナ画面の写真を添付した無線設備

※新旧スプリアス規格の判別は、電波利用ホームページでご確認願います。
<http://www.tele.soumu.go.jp/giteki/SearchServlet?pageID=js01>

スプリアス確認保証の申込み方法

- 1 書面による場合
以下の2種類の書類に必要事項を記入し、保証料の払込証明書を添付の上、2種類とも JARD 保証事業センターあてに送付してください。
 - ①「スプリアス確認保証願書」
 - ②「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」

(送付先)

〒170-8088
東京都豊島区巣鴨3-36-6 共同計画ビル
JARD保証事業センター
- 2 メールによる場合
JARD のホームページから、以下の2種類の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、2種類ともメールに添付して送付してください。
 - ①「スプリアス確認保証願書」
 - ②「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」

https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance_06.html
(メール送信先) sp-con@jard.or.jp
- 3 電子申込み（入力フォーム）による場合
JARDのホームページから直接入力してください。
https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance_07.html

※ 保証料の入金確認後、JARD から総合通信局等へ必要な手続きを行うとともに申込者様にも「スプリアス確認保証通知書」を送付します。（返信用封筒の送付は不要です。）

なお、お届けする「スプリアス確認保証通知書」はお客様ご自身で保管していただくためのもので、今後の総合通信局等への手続きの際に添付等は不要です。

スプリアス確認保証の保証料

スプリアス確認保証を受ける無線設備の台数に応じた以下の保証料（税込み）をお振込みください（スプリアス確認保証を受ける無線設備の台数により保証料が異なります）。

1 基本料に2台目以降の送信機台数分の料金を加算した額

- 基本料（1台分の保証料を含みます） 2,500円
- 2台目以降（無線機1台毎に） 1,000円

（例）3台出願の場合

$$1台目 2,500円 + (2台 \times 1,000円) = 4,500円$$

2 保証料の特例措置

以下に該当する場合は、「スプリアス確認保証願書」下部特例適用欄に必要事項（有 割引適用の理由）を記載していただくことで保証料の減額が受けられます。（スプリアス確認保証願書の記入例を参考にしてください。）

(1) 同一局の複数回申込み⇒2回目以降は基本料が無料

スプリアス確認保証可能機器の追加等により、**同じ無線局（注）**で2回以上スプリアス確認保証を受ける場合、2回目以降は基本料が無料となり、無線機の台数に1,000円を乗じた額のみとなります。

(2) JARL 会員⇒3台まで2,500円。**同じ無線局（注）**で複数台の保証を受ける場合、2台目以降の料金から2台分（2,000円）を1回に限り減額します（対応促進のための措置）。

（例）5台出願の場合

$$1台目 2,500円 + (4台 \times 1,000円) - (2台 \times 1,000円) = 4,500円$$

注：同じコールサインでも免許番号（例：関A第123号）が相違する場合は対象外です。

※1：スプリアス確認保証料は、確認保証を行った後は返戻いたしません。

※2：申込者様からの申し出により出願を取り下げる場合は、確認保証を行う前に限り、支払われた保証料から返金のための手数料等を差し引いた額を返金します。

スプリアス確認保証料の振込先

スプリアス確認保証料は、以下のいずれかの口座にお振込み願います。

なお、振替払込済みのお客様控えは、スプリアス確認保証願書に貼付してお送りください（メール及び電子申込みの場合、振替払込済みのお客様控えの送付は不要です）。

1 郵便局の口座振替（払込み）の場合

振替口座 00120-1-729584
加入者名 JARD保証事業センター

2 銀行振込の場合

(1) 三菱東京UFJ銀行（0005） 駒込支店（店番 061）

普通預金 口座番号 0438903
名 義 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 保証事業

(2) ゆうちょ銀行 〇一九店（店番 019）

当座預金 口座番号 0729584
名 義 JARD保証事業センター
（カナ） （ジェイエーアールディーホショウジギョウセンター）

3 直接納付の場合

JARD保証事業センターにて直接納付できます（現金のみ）。

※1：お振込みの名義は、必ず出願者名（社団局の場合は、代表者名）としてください。

※2：振込等の手数料は、お客様にてご負担ください。

※3：振込等を証する書類は、スプリアス確認保証願書の所定の位置に貼付してください。なお、控えは必ずコピーを取るなどしてお手元に保管してください。

お問い合わせ先

JARD保証事業センター（スプリアス確認保証担当）

電 話 03-3910-7286

FAX 03-3910-7277

E-mail sp-con@jard.or.jp

ネット 「JARD」で検索



スプリアス確認保証に関するQ&Aも公開しておりますのでご覧ください。

<https://www.jard.or.jp/licenseqa/index.html#spu>

2019.01.30

スプリアス確認保証願書

一般財団法人日本アマチュア無線振興協会 御中

提出年月日を記入

私は、以下の無線設備について、スプリアス確認保証を受けたいので、別紙の書類を添えて出願します。

		出願の日	平成 30 年 4 月 1 日		
出願者	住所	〒 - 郵便番号	電話番号	連絡がとれる電話番号	
	お客様の住所		F A X	任意	
	(建物名及び部屋番号)		メールアドレス	お持ちの場合は必ずご記入ください	
	氏名	(ふりがな) ふりがな	社団の名称		
お客様の お名前		印	社団の場合に限る		
免許番号	無線局免許状番号 (例: 関A第123456号)		JA1QRZ (コールサイン)		
スプリアス確認保証を申し込む無線設備	装置の区別	送信機の名称等	技適番号又はJARL登録機種種の登録番号	製造番号	付加装置・附属装置の有無及び名称等 (ある場合のみ)
	第 1 送信機	TS-520V	T36	1H0012	<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機	2枚目の用紙 (スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書) の①保証対象欄に☑を入れたもののみ記入して下さい			<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機	特例 (JARL会員割引、同一局の2回目割引) の適用を受ける場合には☑を入れるとともに、[] 内にJARL会員、2回目割引 (前回の保証番号S10752033) など記入して下さい			<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有
	第 送信機				<input type="checkbox"/> 有
遵守事項	(1) 無線設備を電波法第3章に定める技術基準に適合するよう維持します。 (2) 保証を受けた無線設備により他の無線局の運用又は放送の受信に支障を与えていることを認知したときは、速やかに適宜の方法により、協会に報告します。 (3) 協会が行う保証業務に係る調査 (実地調査を含む。) 及び指導の通知があった場合には、全面的に協力します。				
特例適用	<input type="checkbox"/> 有 (記入例1: JARL会員) (記入例2: 前回の保証番号S10752033 (平成29年11月30日))			保証料の額	2,500 円
参考事項					

(保証料の払込証明書の貼付欄)

- ・専用の払込用紙で払い込まれたときは、受付証明書 (払込用紙右端) を貼付して下さい。
- ・郵便局等に備え付けの払込用紙で払い込まれたときは、受領証の原本を貼付して下さい。
- ※必ず控え (コピー) を取りお手元に残すことをお勧めします。
- ・インターネットを使用して払い込まれたときは、確認画面のハードコピーを添付して下さい。

1台 (第1送信機) のみの保証申し込みのため、2,500円

※保証料の算定
 ・基本料 (1台分の料金を含む) 2,500円
 ・2台目以降 1台ごとに1,000円を加算

注1 本願書は無線局1局ごとに作成してください。
 注2 「スプリアス確認保証を申し込む無線設備」の欄は、今回スプリアス確認保証を受ける送信機のみを記載してください。
 注3 免許を受けていない無線設備はスプリアス確認保証を受けられません。

スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）

平成 30 年 4 月 1 日

提出年月日を記入

〇〇総合通信局長 殿

（沖縄は総合通信事務所長）

免許人名

お客様のお名前

無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第3条第1項の規定の適用を受けている無線設備について、同令附則第2条に規定する新規の条件に適合することの確認に係る保証を受けたので、下記のとおり現在の無線設備規則の基準に合致することを届け出ます。

記

免許番号		無線局免許状番号（例：関A第123456号）		識別信号（呼出符号）			JA1QRZ（コールサイン）	
① 保証対象	装置の区別	②		③			定格出力 (W)	備考
		技術基準適合証明番号 又は工事設計認証番号	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	変調方式	終段管			
					名称個数	電圧		
<input checked="" type="checkbox"/>	第 1 送信機	(JARL登録機種の場合) ⇒	A1A, J3E 1.9MHz - 28MHz 帯	平衡変調	S2001Ax1	400V	10	保証を希望するもの H34.12以降使用する
<input type="checkbox"/>	第 2 送信機	(自作機の場合) ⇒	F3E 50MHz 帯	リアクタンス変調	2SC2904x1	12V	10	保証を受けないもの H34.12以降撤去予定
<input type="checkbox"/>	第 3 送信機	002KN512	← (技術基準適合証明機器の場合 の記載例です)			V		新スプリアス機器 H34.12以降使用する
<input type="checkbox"/>	第 4 送信機					V		
<input type="checkbox"/>	第 5 送信機							
<input type="checkbox"/>	第 6 送信機							
<input type="checkbox"/>	第 7 送信機							
<input type="checkbox"/>	第 8 送信機							
<input type="checkbox"/>	第 9 送信機							
<input type="checkbox"/>	第 10 送信機							

スプリアス確認保証を申込む送信機にを入れて下さい。H34.12月以降使用する機器はを入れて保証を受ける必要

現在免許を受けている無線設備すべてを記入して下さい。
（総合通信局においてデータベースと照合されます。）
（書き方の注意）
○技術基準適合証明番号（技適番号）のある機器の場合は②の欄に番号を記入するだけで結構です。（③の欄は不要です（第3送信機の記入例を参照して下さい。）
○JARL登録機種、自作機、外国製機器などの場合には②の欄は空欄で、③の欄にそれぞれ必要事項を記入して下さい。（過去の工事設計書、取扱説明書を参照）

注1 本届出書は無線局1局ごとに作成すること。
注2 ①の欄において、新スプリアス規格に適合することの確認に係る保証対象送信機は「印」を記入すること。
注3 ②の欄において、技術基準適合証明番号等を記載した場合は、③の欄は記載を要しない。
注4 本様式に全部を記載することができない場合は、上表と同様の別紙を作成し記載すること。